

令和5年7月

令和5年度「神奈川働き方改革会議」を開催しました。

～中小企業・小規模事業者に対する取組等について～

神奈川労働局では、神奈川県における働き方改革の推進のため、国、地方公共団体、事業主団体、労働団体、その他地域の関係者と幅広く取組の課題や事例について情報共有・意見交換を行うため、「神奈川働き方改革会議」を開催しています。

今回は、令和元年度から順次施行されている働き方改革関連法の内容の一つである時間外労働の上限規制が、令和6年4月から、建設業、自動車運転者、医師についても適用となることから、これらの業種等の長時間労働の抑制に関する取組や、賃金の引上げに向けた生産性向上に関する取組等について、オンライン形式により情報共有しました。

神奈川労働局では、引き続き、中小企業・小規模事業者の働き方改革への取組を支援してまいります。